

奈良市家庭系ごみ収集運搬業務 落札者決定基準その1

1. 点数について

(1)落札者決定基準における配点は以下のとおり構成する。

Ⅰ. 技術評価		Ⅱ. 価格評価	合計
120点		80点	200点
①基礎点	②加算点		
50点	70点		

(2)落札者の決定方法は以下のとおりとする。

「Ⅰ. 技術評価」と「Ⅱ. 価格評価」の点数を合計し、最も得点が高かった入札参加者を落札者として決定する。ただし、予定価格を上回った入札は、失格となるものとする。

2. 技術評価について

(1)業務企画提案書の提出及びヒアリングの実施により算出する「Ⅰ. 技術評価」の点数は、以下のとおり取り扱う。

- ・「①基礎点」50点と「②加算点」70点による合計120点とする。
- ・「①基礎点」については、「基準点30点」を設け、基準点以上の点数を得た事業者には「①基礎点」として50点を付与する。また、基準点未満となった事業者は「基礎点①」を0点とする。
- ・「②加算点」については、基準点を設けず、事業者が評価された点数のとおりとする。

(2)技術評価における「①基礎点」と「②加算点」の項目毎の配点は以下のとおりとする。

①基礎点

分類			項目	配点
1	人員	運転手及び作業員	雇用状況	5点
			経験年数	4点
		業務責任者	雇用状況	5点
			経験年数	4点
		障害者従業員の雇用状況	雇用者の正規・非正規の別	4点
			障害者従業員の雇用状況 ※ 委託業務に従事しない者も含む全従業員が対象	4点
女性従業員の雇用状況	女性従業員の雇用状況 ※ 委託業務に従事しない者も含む全従業員が対象	4点		
2	車両	作業車の保有状況	5点	
		車両の点検整備の実施計画	5点	
3	安全性	安全運転・安全作業等の研修実施計画	5点	
		安全作業マニュアルの作成	5点	
合計				50点

②加算点

	項目	解説	配点
1	ごみの分別・排出方法に関する研修等実施計画《記述回答》	ごみの分別・排出方法に関する研修や指導	10点
2	悪臭・散乱ごみへの対策《記述回答》	作業車の悪臭の抑制や散乱ごみへの対応等の取り組み	5点
3	市民接遇等の研修実施計画・業務改善への反映《記述回答》	接遇マナー、苦情対応、収集箇所の整理・整頓等の研修研修の業務改善への反映状況	10点
4	環境活動や地域活動への企業としての自主的な取組《記述回答》	清掃活動等の環境に関するボランティア活動や地域との連携を高める活動等の実施（取組内容、回数、参加人数など）	5点
5	ISO14001、エコアクション21の認証	本入札の公告日現在で有効なISO14001、エコアクション21の認証の有無	5点
6	労働安全衛生に関する取り組み《記述回答》	感染症・熱中症対策等への取り組み	5点
7	作業提案・セールスポイント	作業の効率化などの改善提案、独自のセールスポイント	10点
8	脱炭素化に関する取り組み	再エネの導入状況や脱炭素化に関する取り組み、次世代自動車の導入状況	5点
9	災害対応に関する事項	災害に対する備えや、災害発生時の業務継続に関すること	5点
10	経常利益		4点
	流動比率		2点
	固定長期適合率		2点
	自己資本比率		2点
合計			70点

☆落札者決定基準その2(評価基準表)の評価方法の欄に記載されている(市の基準)については、「奈良市家庭系ごみ収集運搬業務委託仕様書」及び「家庭系ごみ収集運搬業務作業手順書」も参考にすること。

3. 価格評価について

(1)入札書の提出により算出する「Ⅱ. 価格評価」の点数は、以下のとおり取り扱う。

入札金額のうち最も低い金額(最低価格)を80点とし、その最低価格と入札金額との比率で得点を算出する。なお、得点は少数点第一位を四捨五入した値とする。

(2)価格評価における点数の算出方法は以下のとおりとする。

(最低価格÷入札金額)×80点

(3)入札金額等による「業務の実行性」についての判断を以下のとおり行う。

事業者の入札金額をもって、提出された業務企画提案書に基づいた業務の履行が困難と考えられる場合や、業務従事予定者の給与額および労働関係法令違反に係る内容によって業務体制の維持が懸念される場合は、入札価格等に関するヒアリングを実施する。ヒアリングの結果、業務履行が困難であると判断した場合は、その事業者は失格とする。